

京都市告示第543号

都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区を変更したので、法第21条第2項の規定において準用する法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供します。

令和6年12月 6日

京都市長 松井 孝治

1 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

京都市北区上賀茂向繩手町、上賀茂老町口町、上賀茂西後藤町、上賀茂西上之段町、上賀茂坂口町、上賀茂前田町、上賀茂毛穴井町、上賀茂中ノ河原町、西賀茂樋ノ口町、西賀茂南大栗町、西賀茂坊ノ後町及び鷹峯南鷹峯町の各一部

京都市左京区上高野仲町、岩倉幡枝町、岩倉北四ノ坪町、岩倉南平岡町及び岩倉西五田町の各一部

京都市山科区西野左義長町、西野野色町、四ノ宮奈良野町、小山一石畑、小山鎮守町、小山下ノ池、髭茶屋桃燈町、西野山射庭ノ上町及び栗栖野狐塚の各一部

京都市南区唐橋平垣町、吉祥院宮ノ東町、吉祥院西ノ内町、吉祥院石原開町、吉祥院嶋高町、上鳥羽北花名町、上鳥羽北塔ノ本町、久世上久世町、久世殿城町及び久世築山町の各一部

京都市右京区太秦馬塚町、常盤一ノ井町、太秦安井馬塚町、嵯峨野投淵町、西京極藪開町、嵯峨鳥居本六反町、嵯峨鳥居本中筋町、嵯峨釈迦堂藤ノ木町、嵯峨観空寺明水町、嵯峨大覚寺門前登り町、梅ヶ畑高鼻町及び梅ヶ畑清水町の各一部

京都市西京区上桂前川町、上桂東ノ口町、桂池尻町、桂上野西町、桂北滝川町、下津林東芝ノ宮町、下津林佃、牛ヶ瀬新田泓町、檜原蛸田町、松室吾田神町、山田畑田町、大枝塚原町及び大枝中山町の各一部

京都市伏見区桃山町大島、桃山町伊庭、醍醐榎ノ内町、小栗栖岩ヶ淵町、深草大亀谷東寺町、深草大亀谷東古御香町、深草関屋敷町、深草大亀谷東久宝寺町、深草東瓦町、竹田浄菩提院町、横大路東裏町、横大路柿ノ本町、横大路鋤ノ本、横大路西海道、横大路北ノ口町、横大路下三栖東ノ口町、横大路下三栖里ノ内、納所星柳、納所和泉屋、久我石原町、

久我本町、久我森の宮町、久我西出町、羽束師菱川町、羽束師鴨川町、淀樋爪町及び淀美豆町の各一部

2 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

(都市計画局都市企画部都市計画課)